

## 仕様書

### 1 件名

局所排気装置 ドラフトチャンバー の購入

### 2 設置場所及び納入期限

設置場所：高松市朝日町五丁目 3 番 105 号  
香川県環境保健研究センター  
4階 生活科学 前処理室

納入期限：令和 8 年 12 月 28 日

### 3 購入対象機器・装置名及び数量

ドラフトチャンバー（ヒュームフード）屋内設備 一式

### 4 使用目的

有機溶媒及び揮発性有害物質を取り扱う作業において、作業者の保護及び作業環境の保全のため、発生した有害ガスを安全に外部へ排出するものである。

### 5 納入等

納入日程については、担当と協議すること。

上記 2 の設置場所に納入し、期限までに使用可能な状態に調整すること。

### 6 規格・性能

ドラフトチャンバー本体

- (1) 本体の外寸は、W1200×D850×H2600 mm 以内であり、下台は扉付き収納スペースであること。
- (2) 有機溶剤中毒予防規則（有機則）（平成 9 年労働省告示第 21 号）に定められた囲い式フードもしくはプッシュプル型の局所排気装置であること。
- (3) 有規則第 16 条および 16 条の二の規定に基づく厚生労働大臣が定める構造及び性能に定められた換気能力を満たすこと。すなわち、制御風速が、囲い式フードで 0.4 m/s 以上、プッシュプル方式で 0.2 m/s 以上であること。
- (4) 本体内装および作業面は耐薬品性があり、アスベストを使用していないこと。
- (5) フード内部の空気が外に逆流しないような機構・設備を有すること。
- (6) 現有する給排気ダクト、スクラバー等の既存設備に接続可能であること。
- (7) サッシ最大開口高さは有効高さで 400 mm 以上を有すること。
- (8) 前面サッシは、落下防止ストッパー付き強化ガラスであること。
- (9) 給排水口が装備されており、給水栓の開閉は、フード外からの遠隔操作が可能であること。
- (10) 2 次電源としてコンセント（AC100V、15A 以上（アース付き））が 2 個以上装備されていること。

(11) フード内に LED 照明を有し、ライトの交換が可能であること。

## 7 サポートおよびメンテナンス体制

- (1) 保証は、基本的にメーカー保証期間とするが、最低保証期間は検収日より起算して 1 年とすること。
- (2) 保証期間中に通常の使用状態で発生した故障、破損、性能低下等については、速やかに正常な状態に復旧すること。
- (3) 保守、定期点検等のサポート体制が整備されており、保証期間終了後も迅速かつ適切な対応が可能であること。

## 8 その他

- (1) 納入場所に既設のダクト、給排水、電源等の設備との配管・配線工事を行うこと。  
また燃焼ガスは使用しないので、既設のガス配管は封鎖処理を行うこと。
- (2) 見積書の提出前に、(1) の付帯工事に必要な現場確認を行うこと。
- (3) 納入時に、当該品の説明、使用方法、点検方法、メンテナンス方法及び緊急時の対応などを日本語で記したマニュアルを少なくとも 1 部提出すること。
- (4) 設置後に動作確認を行い、正常に作動することを確認すること。
- (5) 設置場所において、当該品を使用する職員に対し、構造及び操作方法、緊急時の対応、日常保守等について説明を行うこと。
- (6) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、香川県環境保健研究センター担当者と協議の上、その指示に従うこと。
- (7) 当該品は、デモ機や中古機ではなく、新品を納入すること。
- (8) 納入時に現有品一式を解体撤去し引取ること。(現有品に有害な鉛、アスベストが使用されていないことは設置メーカーに確認済みである。)
- (9) 搬送、設置作業に伴い発生した不用品は原則引き取ること。
- (10) 局所排気装置の労働基準監督署への届出および水質汚濁防止法、下水道法にかかる高松市への届出に必要な以下の書類を作成し、着工予定日の 60 日前までに香川県環境保健研究センター担当者に提出すること。
  - ① 図面
  - ② 摘要書
  - ③ 計算書
  - ④ 設置書
  - ⑤ そのほかの必要な項目